

長期休業中の食品配付事業について

生活に困難を抱える子育て世帯への食の支援として、学校給食のない長期休業中における、食品を配付する事業を新たに実施する。

1 事業実施経緯

区は、これまで区内の子ども食堂の運営支援を通じ、生活に課題を抱える地域の子どもたちへの食の支援に取り組んできており、令和6年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」からも、子ども食堂等の利用率が前回から増加するなど、取り組みの一定の効果を確認することができた。

その一方、食材を買えなかった経験の頻度について、前回調査より増加していることも確認された。また、近年、給食がない小中学校の長期休業中に、生活に困難を抱える子育て世帯が食の問題を抱えやすいということが社会的な問題となっていることも踏まえ、これまでの支援に加え、長期休業中における重点的な支援を行う新たな事業を実施する。

2 事業実施案

(1) 対象要件

区内在住の小学1年生から中学3年生の児童・生徒があり、以下のいずれかに該当する世帯。

- ①住民税非課税世帯
- ②児童扶養手当を受給する世帯
- ③実質ひとり親家庭への子育て支援給付金を受給する世帯

(2) 食品の内容

米、乾麺、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、飲料、お菓子など。

(3) 配付数量

おおよそ30食分の食料を基本とし、世帯の児童・生徒数により数量の加算を行う。

(4) 配付時期

長期休業前に対象世帯へ通知し、申請を経て一括で自宅に配送する。

(5) 令和8年度の実施について

同じ要件や期間での他自治体の実施事例が少なく、利用見込みを立てることが困難であることから、ニーズや効果を図るため、令和8年度は試行的実施と位置づけ、夏季休業期間に定員を設定して実施し、試行的実施結果の検証を経て、令和9年度以降、本格実施とする。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年 5月 事業者決定

7月 事業実施